お知らせ

保育所・認定こども園新規入所について

令和7年4月1日から新規で保育所または認定こども園（保育所部分）への入所を希望する児童の受付を開始します。

※認定こども園の「幼稚園部分」での入園を希望される方は、各園に直接申込みをしてください。

対象児童　保護者が就労、妊娠や出産、病気、障害、病人の看護、災害復旧、求職活動、就学などの事情により保育が必要な児童

申込書の配布について

入所希望の方には福祉課社会係で「入所申込書」等を配布し、必要書類の説明をします。

配布期間　11月29日（金）まで

申込書の受付について

受付期間　12月2日（月）～27日（金）

提出先　福祉課社会係

※保育所および認定こども園では、入所手続きはできませんのでご注意ください。

※転園を希望する場合も受付期間内に手続きを行ってください。

※保育所の定員数などにより、第1希望の施設へ入所できないことがありますので、ご了承ください。

※市外の保育所または認定こども園への入所を希望する場合も、手続きは枕崎市で行う必要があります。市外の保育所等への入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

問合せ・申込み　福祉課社会係　TEL73-5612

特別障害者手当等について

◎特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の在宅の方に手当を支給するものです。

申請の際には、それぞれの状態に応じた「特別障害者手当用診断書」が必要になります。

支給額　月額28840円

対象要件　次の条件を満たす重度の障害がある方

- 病院、診療所に3カ月以上入院していないこと
- 施設に入所していないこと
- 本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

◎障害児福祉手当

重度の障害児（概ね3歳以上20歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給するものです。

申請の際には、それぞれの状態に応じた「障害児福祉手当用診断書」が必要になります。

支給額　月額15690円

対象要件　次の条件を満たす重度の障害がある方

- 施設に入所していないこと
- 本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

問合せ　福祉課障害福祉係　TEL76-1197

令和7年の「裁判員候補者」または「検察審査員候補者」に選ばれた皆さんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。候補者となった方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する二つの制度ですので、ご協力ください。

問合せ　裁判員＝鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係　TEL099-222-7157、検察審査員＝鹿児島検察審査会事務局　TEL099-808-3719

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

11月は「秋のこどもまんなか月間」です。その取り組みの一つとしてオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施しています。

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになります。児童虐待防止は地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたら、すぐに左記の連絡先のいずれかに連絡してください。

- おかしいと感じたら、迷わず連絡（通告）
- 「しつけのつもり」は言い訳
- 一人で抱え込まない
- 親の立場より子どもの立場
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる

連絡先　児童相談所全国共通ダイヤル　189（いちはやく）、南薩地域振興局地域保健福祉課　TEL53-8001、福祉課社会係　TEL73-5612、市家庭児童相談室　TEL76-1136

問合せ　福祉課社会係　TEL73-5612

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

令和7年4月1日からJRグループで精神障害者割引制度が導入されます。

対象者　精神障害者保健福祉手帳の所持者

- 第1種精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- 第2種精神障害者（精神障害者保健福祉手帳2級・3級）

割引を受けるためには、精神障害者保健福祉手帳に「第1種精神障害者」または「第2種精神障害者」のいずれかの表記が必要です。

従来の手帳にはいずれの表記もありませんので、割引制度を利用される方は、お手持ちの手帳を持って、福祉課窓口で表記の申し出をしてください。

手帳に顔写真が貼付されていない場合や、手帳の有効期限が切れている場合には、表記があっても割引が受けられませんので、福祉課窓口での手続きを行ってください。

※手帳については福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

※割引についてはJR窓口へ直接お問い合わせください。

問合せ　福祉課障害福祉係　TEL76-1197

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。期間中、市役所や市立図書館等に「女性に対する暴力根絶」のシンボルであるパープルリボンツリーを設置し、啓発を行います。

相談窓口　DV相談ナビ　TEL#8008、市家庭児童相談室　TEL76-1136、枕崎警察署　TEL72-0110

知覧税務署からのお知らせ

◎デジタル化の推進について

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取り組みの柱とし、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。特に、事業者のデジタル化を促進することを通じて、「デジタル社会の実現」に向け、税務を起点とした社会全体のDXを推進していきます。

e-Taxの利用やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールの活用をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページにある「税務行政のDX」をご覧ください。

◎マイナンバーカードの積極的な取得について

国税庁では、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでおり、令和6年2月以降給与情報の自動入力が開始されるなど、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要です。取得していない方は、早めの申請をお願いします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。

問合せ　知覧税務署　TEL83-2411※自動音声案内

募集

水道メーター器検針業務委託人

希望者は、採用試験受験申込書（水道課備付けまたは市ホームページからダウンロード）を水道課管理係へ提出してください。

職種　水道検針業務

人員　1名

応募資格

①心身ともに健康な方

②市内在住の方で令和7年1月1日から勤務できる方

③原動機付自転車免許以上を有する方

選考方法　面接試験、健康診査（合格者のみ公的病院の診断書提出）

応募締切　11月25日（月）　午後5時15分必着

試験日時　12月4日（水）　午後1時30分～

※詳細については、水道課管理係へお問い合わせください。

問合せ　水道課管理係　TEL72-0224

社会体育施設指定管理者

社会体育施設（塩浜運動場・総合体育館等）の令和7年度からの指定管理者を募集しています。

所在地　中央町26番地ほか

指定期間　令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

応募資格　市内に住所を有する法人その他の団体であって、「募集要項」に定める要件を満たすもの

申請期間　12月4日（水）まで（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

現地説明会　11月22日（金）　午後2時から

選定方法　申請書やヒアリングを基に選定委員会による審査を行い、候補者を選定します。

その他　募集要項・申請書・仕様書は、市ホームページに掲載してありますので、ダウンロードしてご使用ください。

問合せ　スポーツ・文化振興課スポーツ振興係　TEL76-6151

自衛隊高等工科学校説明会

高等工科学校とは、将来陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信を持って対応できる自衛官を養成するために、中学校卒業者等を対象に採用する制度です。

日時　11月24日（日）　午前10時～正午

場所　桜山地区公民館（城山センター）

※参加無料・完全予約制

※希望者、保護者、教諭、塾関係者など誰でも参加できます。

問合せ　自衛隊鹿児島地方協力本部知覧分駐所　TEL83-1811

消費生活メモ

高額な前金を支払ったのに…リフォーム工事の契約トラブル

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ屋根工事をすることにした。見積額が約450万円と高額だったので、他社からも見積りを取り比較しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が早く済む」と言われたため契約した。工事前に半額程度の金額を支払ったが、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は約半年後になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。

▼外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。

契約する前に複数の事業者から見積りを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。

高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター（市役所内）まで。
TEL72-1111　内線329
※8:30～12:00、13:00～17:15